

2024年度

「幼児とのふれあい体験活動」(中学生・高校生)
「オープン・ハイスクール」(中学生)補償制度のご案内

本紙は兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「SMILE PORT」トップページの
“学校行事に関する保険”に掲載していますので、ダウンロードし活用してください。



兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト

SMILE PORT

<https://www.kouseikai.or.jp>

一般財団法人 兵庫県学校厚生会

「幼児とのふれあい体験活動」「オープン・ハイスクール」 補償制度のご案内

(個人賠償責任危険補償特約(行事参加者の傷害危険補償特約用)、
行事参加者の傷害危険補償特約セット普通傷害保険包括契約)

補 償 の 概 要

この補償制度は、「幼児とのふれあい体験活動」(中学生・高校生)および「オープン・ハイスクール」(中学生)に参加する生徒が所属所を通じて全員加入する包括的な補償制度です。補償として活動や訪問中に、

- ① 急激かつ偶然な外来の事故によるケガに対する『傷害補償』および
- ② 第三者の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の『損害賠償補償』がセットになっています。

(特 長)

- 1 県内公立高等学校の「幼児とのふれあい体験活動」や、「オープン・ハイスクール」を行う際の生徒の安全確保を目的に、中学校長会や所属所の要望により発足した、生徒が安心して活動するための補償制度です。(隣接する他府県のオープン・ハイスクールも対象とします)
- 2 施設と自宅との往復途上におけるケガも補償します。(教員の帯同の有無を問いません)
- 3 活動中に発生した賠償事故による損害も補償します。(参加生徒同士の事故に伴う賠償事故も含まれます)
- 4 傷害補償、損害賠償補償の補償期間を1日単位で設定、活動期間に合わせてご加入できます。
- 5 熱中症による身体の障害についても死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。
- 6 この補償制度は「幼児とのふれあい体験活動」「オープン・ハイスクール」のために制度設計された保険です。

傷 害 事 故 に 対 し て

< 傷 害 補 償 >

「幼児とのふれあい体験活動」および「オープン・ハイスクール」参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により(生徒本人が)ケガをしたり、死亡した場合に保険金をお支払いします。また、自宅と活動参加のために集合する所定の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間に生じたケガも対象としています。さらに、熱中症についても補償されます。

具体的な事故例

- ◆ 実習中や施設訪問中の事故により不幸にして死亡したとき
- ◆ 施設内において、階段で足を踏み外してケガをしたとき
- ◆ 活動中に、車にはねられてケガをしたとき
- ◆ 施設の機械操作を誤り、火傷を負ったとき
- ◆ 実習中に幼児の玩具があたりケガをしたとき

など

お支払いする保険金について

(1) 死亡保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。

(2) 後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

(3) 入院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院1日につき180日を限度に入院保険金日額をお支払いします。

(4) 手術保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため約款所定の手術を受けた場合に、以下の金額をお支払いします。

- | | |
|-------------|---------------|
| ア 入院中に受けた手術 | : 入院保険金日額の10倍 |
| イ 入院中以外の手術 | : 入院保険金日額の5倍 |

(注) 1事故につき、1回の手術に限ります。アとイの両方に該当する手術を受けた場合は、アの手術を1回受けたものとします。

(5) 通院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診・オンライン診療を含みます）した場合に、通院1日につき通院保険金日額を通算して90日を限度にお支払いします。

- <ご注意> ・保険金は、健康保険・生命保険などとは関係なくお支払いします。
・治療とは、医師が必要であると認め、医師が行なう治療をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 故意によるケガ、または闘争行為、自殺行為や犯罪行為によるケガ（生徒同士のケンカによる事故など）
- (2) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で医学的他覚所見のないもの
- (3) 戦争・暴動によるケガ
- (4) 疾病に起因するもの
- (5) 地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ
- (6) 細菌性食中毒、ウィルス性食中毒によるもの など

賠償事故に対して

< 損害賠償補償 >

「幼児とのふれあい体験活動」および「オープン・ハイスクール」へ参加中に、第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。この場合、「幼児とのふれあい体験活動」および「オープン・ハイスクール」に参加している生徒同士の事故に伴う損害賠償責任も含まれます。

保険金をお支払いする事故について

具体的な事故例

- ◆ 実習中に誤って幼児にぶつかり、ケガを負わせてしまったとき
 - ◆ 実習中に誤ってインクが飛んでしまい、幼児の洋服を汚してしまったとき
 - ◆ 実習中や施設訪問中に生徒が誤って施設の建物や事務機械を壊してしまったとき など
- (注) 上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。

お支払いする保険金について

- (1) 損害賠償金（治療費・入院費・休業補償費・修理費・慰謝料(身体賠償のみ)など)
- (2) 弁護士への報酬や訴訟の費用
- (3) 応急手当、緊急措置に要した費用 など

保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 故意による事故
- (2) 自動車、航空機、船舶、銃器等の所有、使用または管理に起因する事故
- (3) 同居の親族に対する事故
- (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
- (5) 本人が持参した食事（弁当等）で本人自身が食中毒になった場合
- (6) 借り物、預り物等、生徒等が所有、使用、管理する財物の損壊事故 など

保険金額と保険料について

【保険金額】

熱中症危険補償特約・[行事参加者用]往復途上傷害危険補償特約セット

補 償 内 容		
傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	1,044.1万円
	入院保険金日額（180日限度）	（1日につき） 3,000円
	手術保険金額	入院中に受けた手術 30,000円 入院中以外の手術 15,000円
	通院保険金日額（90日限度）	（1日につき） 2,000円
損害賠償補償	個人賠償責任危険保険金額 （免責金額0円）	1億円

【保険料】

「幼児とのふれあい体験活動」「オープン・ハイスクール」に参加する生徒

1名（補償期間1日）につき 100円

オープン・ハイスクール関係の引受事例

※中学生が対象

- (1) 入試説明会、学校説明会、学校見学会など広義でオープン・ハイスクールの活動と見なされる場合。
- (2) 公立高校普通科に加え、私立高校、商業、工業、農業、高等専門学校等の説明会に参加する場合。
- (3) 第1学区の中で一体的に活動が行われる神戸中華同文学校、神戸大学附属中等教育学校住吉校の中学生についても対応可能。
- (4) 補償対象は中学3年生を基本としますが、中学2年生・中学1年生が活動に参加した場合も対応可能。
- (5) 高等学校以外で地域の施設を使用して説明会が実施され、活動に参加する場合についても対応可能。
- (6) オープン・ハイスクールの日程の中でスポーツ活動がある場合は補償の対象とします。
- (7) 兵庫県外の高等学校で開催されるオープン・ハイスクールへ参加する場合も対応可能。
- (8) オープン・ハイスクールの往復途上で、親の運転するクルマに搭乗中に事故に遭い、ケガを負った場合、傷害事故の対象となり補償されます。ただし、対象は同乗している生徒のみで親は対象外。

幼児とのふれあい体験活動関係の引受事例

※中学生、高校生が対象

- (1) 当補償制度の対象は中学生または高校生であり、幼児は当補償制度を利用できません。
- (2) 中学生または高校生が幼児に対して法律上の賠償責任を負った場合は、賠償補償の対象となります。
- (3) 高校生が病院等に行きインターンシップ活動等を行う場合は補償対象外（現在は、幼児とのふれあい体験活動に限定しています）。

引受できない事例

- (1) 高等学校が「オープン・ハイスクール」の申込みを行うことはできません。
- (2) 小学校が行う「オープンスクール」や、専門学校の入試説明会。
- (3) 補償対象は生徒本人のため、生徒の保護者、地域住民などを補償の対象とする場合。
- (4) 部活動の遠征、職業訓練での活動、工場や事業所に出向いての作業など。
- (5) 中学生や高校生がサッカー等のスポーツ指導を目的に活動を行う場合（活動内容により引受保険会社にて引受できない場合があります）。
- (6) クラブ活動のみの見学及び体験のための訪問。
- (7) 入学試験や合格発表に伴う活動。

手続き方法と保険料（掛金）のお支払いについて

<実施日前日までに>・・・**暫定用申込書のご提出**

実施日程が決定次第、別紙<1>暫定用申込書に、実施予定日・参加予定生徒数をご記入・公印押印後、**実施日前日までに必ず原本**をご提出ください。

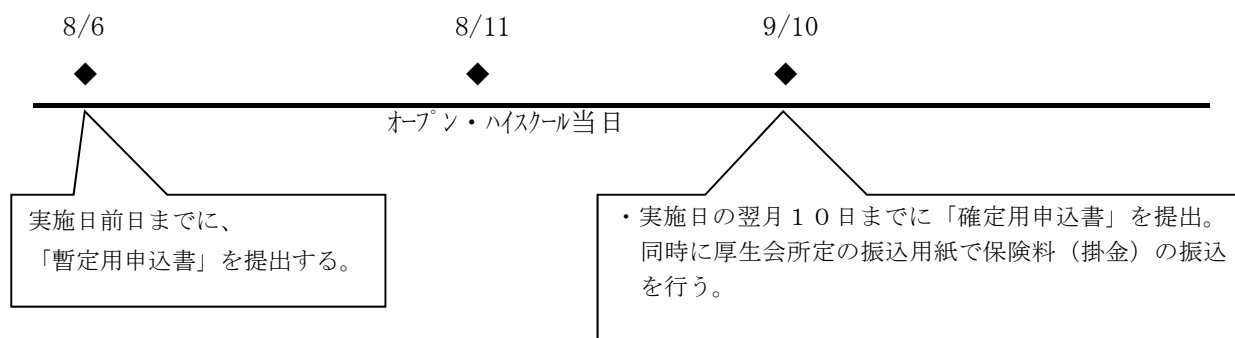
※後日、厚生会から振込用紙を送付します。

<活動の実施後>・・・**確定用申込書のご提出**と**保険料（掛金）のお支払い**

活動の実施後、別紙<2>確定用申込書を作成し、実施日・参加生徒数（いずれも確定）をご記入・公印押印後、**実施月の翌月10日までに必ず原本**をご提出ください。

作成した別紙<2>確定用申込書にもとづいて保険料（掛金）を指定の口座へお振込みください。兵庫県学校厚生会所定の振込用紙（別途送付）をご利用ください。なお、当該振込用紙を使つての振込みでは**着金まで2週間程度の時間を要しますので、お振込みは、別紙<2>確定用申込書の送付と同時に手続きし、実施月の翌月末日までに着金するようお振込み願います。**

(例) 8月11日にオープン・ハイスクールを実施した場合の手続き



<ご注意> **振込人名義は実際に銀行へ手続きに行く方のフルネームを記入してください。**

被保険者（補償の対象となる方）全員の名簿の備付けをお願いします。

事故が起きたら

ただちに、別紙<3>の『幼児とのふれあい体験活動』『オープン・ハイスクール』活動参加者事故発生報告書を作成し、(一財)兵庫県学校厚生会宛てご送付ください。受付後、所属所宛てに請求書等をお送りします。

損害賠償責任事故が発生した場合、引受保険会社及び取扱代理店(兵庫県学校厚生会)で示談交渉や仲裁等を行いませんが、解決に向けた相談、アドバイスは可能ですので下記まで連絡してください。

(一財)兵庫県学校厚生会 保険課(団体保険係)

〒650-0012

神戸市中央区北長狭通4-7-34

電話 078-331-9317(直通)

「幼児とのふれあい体験活動」「オープン・ハイスクール」補償制度 暫定用申込書
 ※実施日前日までに兵庫県学校厚生会事務局までご提出ください。

年 月 日

(一財) 兵庫県学校厚生会 行

- () 幼児とのふれあい体験活動
 () オープン・ハイスクール 補償制度の申込みを行います。

所属所番号 _____

_____ 学校 校 長 _____ 公印

電話番号 _____ 担当者 _____

() 月実施分

実施予定日	参加予定生徒数 (人)	実施予定日	参加予定生徒数 (人)

実施予定日・人数について追加・訂正がある場合は、終了後に<別紙2>の確定用申込書にてご報告ください。暫定用申込書の再提出は不要です。

暫定用申込書ご提出先

(一財) 兵庫県学校厚生会 保険課 (団体保険係)

〒650-0012

神戸市中央区北長狭通4-7-34

電 話 078-331-9317 (直通)

「幼児とのふれあい体験活動」「オープン・ハイスクール」補償制度 確定用申込書

※実施月の翌月10日までに本紙を兵庫県学校厚生会事務局までご提出ください。

※保険料の払込みは兵庫県学校厚生会所定の振込用紙（別途送付）をご利用ください。なお、当該振込用紙を使つての振込みでは着金まで2週間程度の時間を要しますので、お振込みは、当該用紙の送付と同時に手続きし、実施月の翌月末日までに着金するようお振込みください。

(一財) 兵庫県学校厚生会 行

年 月 日

() 幼児とのふれあい体験活動

() オープン・ハイスクール 補償制度の確定人数と保険料を報告します。

所属所番号 _____

_____ 学校

校 長 _____ 公印

電話番号 _____

担当者 _____

() 月実施分 ※同月内に複数日程で開催される場合は開催日別の参加人数を下表に記載してください。

実施日	参加生徒数(人)	保険料 (円)	実施日	参加生徒数(人)	保険料 (円)

※保険料＝参加延べ生徒数×100円

合計保険料 _____ 円

◆確定用申込書ご提出先

(一財) 兵庫県学校厚生会 保険課 (団体保険係)
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-7-34
電 話 078-331-9317 (直通)

◆保険料お振込み口座

三井住友銀行 神戸営業部 (普通預金) 口座番号 8370344
口座名義 兵庫県学校厚生会【注意事項】 振込人名義は実際に銀行へ手続きに行く方のフルネームを記入してください。

『幼児とのふれあい体験活動』『オープン・ハイスクール』
活動参加者事故発生報告書

事故発生日	年 月 日 午前・午後 時 分頃
事故発生場所	
事故状況	1. 誰が 2. 何をして 3. 何が 4. どんな原因で 5. どうなったか
ケガ等をした人	住所 (TEL)
	お名前 (才) 男・女
	参加区分 生徒
	治療病院名 (TEL) 程度
	入通院見込 (入院 日) (通院 日)
壊れた物	物品名 損害の程度
	所有者名 () 区分 生徒 ・ その他
	壊した者 () 区分 生徒 ・ その他
本件に関する 問い合わせ先	所属所 _____ 学校
	住所 〒
	連絡先(TEL)
	担当者名

上記事故は、『幼児とのふれあい体験活動』『オープン・ハイスクール』参加者が、その活動中に生じた事故であることを証明します。

年 月 日
所属所番号□□□□□□ _____ 学校 校長_____ 公印

保護者向け広報物について

オープン・ハイスクールに参加する生徒及び保護者向けのチラシを準備しています。

各所属所で希望部数を最寄りの厚生会各支部事務所、または、次頁の「お問合せ窓口」まで連絡してください。学校訪問担当者を通じて所属所に持参いたします。

お急ぎの場合は、「兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト SMILE PORT」トップページの「学校行事に関する保険」→「幼児とのふれあい体験活動」「オープン・ハイスクール」に関わる補償制度のご案内」→「パンフレット・案内チラシ等」→「オープン・ハイスクール体験活動保険（生徒向けチラシ）」にPDF形式で掲載していますので、必要に応じて活用してください。

オープン・ハイスクール 体験活動保険

個人賠償責任危険補償特約(行事参加者の傷害危険補償特約用)、
行事参加者の傷害危険補償特約、熱中症危険補償特約セット普通傷害保険包括契約

オープン・ハイスクール中のケガや賠償事故に対応

補償内容

活動参加中に発生した生徒のケガや活動中に発生した賠償事故を補償します。

- 特約1 高校と自宅との移動中のケガも補償
- 特約2 教員の引率が無くてもOK!
- 特約3 熱中症にも対応

被保険者
(行事参加者)

オープン・ハイスクールに参加する中学生※2(本校では生徒とします)

※1 往復途上とは、往復と活動場所との間を、合理的な経路および方法により往復している間をいい、被保険者が往復の経路を逸脱した場合は往復を中断した場合は、その途次または帰校の際およびその後の往復の間は往復途上とはなりません。(「行事参加者」は往復途上・傷害危険補償特約セット)
※2 参加者(被保険者)名簿の届けが必要です。

往復途上※1の事故も補償!

個人賠償責任
→最大1億円まで

保険料
1日1人あたり
100円

傷害保険

オープン・ハイスクール体験活動中の急激かつ偶然な外来の事故による生徒ご本人のケガが補償の対象となります。

例) ● 施設見学に向かう途中で交通事故にあつてケガをした
● 学校施設を見学中に転倒して骨折した

個人賠償責任

生徒本人が、オープン・ハイスクール体験活動中において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例) ● 自転車走行中に他人にぶつかりケガを負わせた
● うっかり学校設備を壊してしまった
● 他の生徒に誤ってケガを負わせてしまった

※上記事例でも事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合はお支払いの対象になりません。

補償金額と保険料

補償内容	補償金額	保険料
死亡・後遺障害保険金額	1,044.1万円	100円
入院保険金日額(180日限度)	(1日につき)3,000円	
手術保険金額	入院中の手術:30,000円 入院中以外の手術:15,000円	
通院保険金日額(90日限度)	(1日につき)2,000円	
個人賠償責任危険保険金額(免責金額0円)	(限度額)1億円まで	

(補償期間1日)につき

お支払いする保険金

死亡保険金

事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合にお支払いします。

入院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院日数に対してお支払いします。(1事故180日限度)

手術保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合にお支払いします。

通院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に通院(往診・オンライン診療を含みます)した場合に、通院日数に対してお支払いします。(1事故90日限度)
(注)治療を伴わない薬品、診断書、医師意見書等の受取等のためのものは、通院に含まれません。

オープン・ハイスクール体験参加者の損害賠償責任もカバー!

このチラシは概要を説明したものです。詳しくはレクリエーション傷害保険パンフレットおよび「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

お問合わせ先

一般財団法人 兵庫県学校厚生会

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目7番34号
TEL 078-331-9317

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

神戸支店 企業営業課
〒650-0037 神戸市中央区明石町19番地

※おかけ間違いにご注意ください。 (2024年2月更新) B23-104167

【お問合せ窓口】

取扱代理店：一般財団法人 兵庫県学校厚生会 保険課
(団体保険係)

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目7番34号

電 話 078-331-9317

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
神戸支店 企業営業課

〒650-0037 兵庫県神戸市中央区明石町19

このチラシは概要を説明したものです。詳しくはレクリエーション傷害保険パンフレットおよび「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

2024年4月承認 B24-100043